

徳島県告示第六百九十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定に基づき、徳島小松島港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

令和四年十二月九日

徳島小松島港湾管理者 徳島県  
代表者 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 港湾計画の変更の概要

令和三年徳島県告示第六百八十九号（徳島小松島港湾計画の変更の概要を公示する件）によりその概要を公示した徳島小松島港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 係留施設計画  
浮棧橋

地区名	公共用又は専用の別	基数	用途
万代中央	公共用	—	旅客船用

2 港湾環境整備施設計画  
緑地

地区名	面積（ヘクタール）	用途
津田	八（八）	工業用地
赤石	三（三）	緑地

3 土地造成計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
津田	〇（〇）	港湾関連用地
	八（八）	工業用地
	三（三）	緑地

注 「」内は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

4 土地利用計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
津田	〇（〇）	港湾関連用地
	七六（七六）	工業用地
	五（五）	緑地
	一（一）	港湾関連用地

赤石	本港	
	一 一七 一七	交流厚生用地
七 七	一七 一七	港湾関連用地
	七 七	工業用地
		緑地

注 「」内は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

二 変更後の港湾計画の縦覧の場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県県土整備部運輸政策課